

下関市子ども・子育て審議会について

1 審議会設置の背景

平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が公布され、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための子ども・子育て支援新制度が平成 27 年度から開始されることになった。この新制度において、国に、有識者、子育ての当事者、子ども・子育て支援に関する各種事業に従事する者などが、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議の設置が規定され、市町村には、子ども・子育て合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置が努力義務として規定された。（子ども・子育て支援法第 77 条）

これに伴い、下関市の子育て支援の政策プロセスへ参画・関与することができる仕組みとして、平成 25 年 3 月 1 日に「下関市子ども・子育て審議会条例」を制定し、同年 5 月に「下関市子ども・子育て審議会」を設置した。

2 審議会の概要

（1）審議会の担当事務（条例第 2 条関係）

- ① 特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）の定員についての意見を述べること。（特定教育・保育施設＝施設型給付費の対象）
- ② 特定地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型事業・事業所内保育事業）の定員についての意見を述べること。（特定地域型保育事業＝地域型保育給付費の対象）
- ③ 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更する際に意見を述べること。
- ④ その他子ども・子育て支援に関する施策の推進及び実施状況を調査審議すること。
- ⑤ 下関市が幼保連携型認定こども園の認可、事業の停止又は施設の閉鎖及び認可の取消しを行うことについて意見を述べること。

（2）審議会の委員（条例第 3 条関係）

- ① 子どもの保護者
- ② 子ども・子育て支援に関する事業に従事する市の職員
- ③ 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者で市の職員以外の者
- ④ 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- ⑤ その他市長が必要と認める者

（3）委員の人数（条例第 3 条関係） 20 人以内

（4）委員の任期（条例第 4 条関係） 2 年

（5）組織としての位置づけ

下関市行政組織規則第 85 条 条例の規定により設置された附属機関